

医療機関で処方された義肢装具に関する療養費支給申請のご案内

1. 医師の指示(処方)により、治療やリハビリのために義肢や装具を使うことになった場合は、その費用を「療養費」として健康保険に申請できます。申請先(窓口)は、ご加入の健康保険の種類によって異なりますので、詳しくは下記をご確認ください。
2. 健康保険法第 87 条に基づき、申請が認められた場合は、申請してから約 3～4 ヶ月以内に「支給が決まりました」というお知らせ(支給決定通知書)が届きます。もしそれまでに通知が届かない場合は、申請した窓口にご確認ください。

※内容によっては、保険が使えず費用が戻ってこない(不支給)場合もありますので、あらかじめご了承ください。

主となる健康保険

種類と申請窓口	必要なもの
協会けんぽ	○装具製作指示装着証明書(医師発行の原本) ○領収書(原本) ○療養費支給申請書 ○(法人の役員でケガの場合)負傷原因届
各支部宛に必要書類を郵送、 または勤務先の保険係	1*申請時に装具の写真が必要となる場合があります 2*靴型装具の場合は、申請を行う靴型装具の現物写真が必要です
組合・共済保険	○装具製作指示装着証明書(医師発行の原本) ○領収書(原本) ○療養費支給申請書
健康保険組合、 または勤務先の保険係	1*申請時に装具の写真が必要となる場合があります 2*保険者により負傷原因届や装具製作確認書の提出が必要になる場合があります
国民健康保険 後期高齢者医療(75 歳以上)	○装具製作指示装着証明書(医師発行の原本) ○領収書(原本) ○被保険者番号がわかるもの ○振込先の口座番号控え
市区町村役場 国民健康保険係 もしくは後期高齢者医療係	1*国民健康保険では世帯主の銀行口座番号が必要となります 2*申請時に装具の写真が必要となる場合があります 3*靴型装具の方は、下記の注意事項をご確認ください ※代理申請をされる場合は、委任状が必要かを役所に確認ください
業務・通勤・公務災害 (治療中)	○装具製作指示装着証明書(医師発行の原本) ○領収書(原本) ○各労災申請用紙
労働基準監督署または勤務先	・業務災害:様式 7 号(1) ・通勤労災:様式第 16 号の 5(1)

療養費支給申請書は、ご加入の健康保険の窓口にありますので、詳しくは各保険者にお問い合わせください。保険者によっては、申請書をホームページからダウンロードできる場合もあります。申請書には、被保険者(ご本人)のマイナンバーの記入が必要になることがあります。当社(弊社)からマイナンバーを確認・照会することはありませんのでご安心ください。

※全国健康保険協会(協会けんぽ)にご加入の方は、ホームページに申請書のリンクがありますので、そちらからご利用いただけます。

各種助成制度を受けられている場合

類と申請窓口	必要なもの
こども医療、ひとり親家庭医療 障がい者医療、高齢者医療	○装具製作指示装着証明書(医師発行の原本)(コピー) ○領収書(コピー) ○各受給者証 ○振込先の口座番号控え
市区町村役場 各医療係 ※下記参照ください	○認印(朱肉を使うタイプのもの) ◎支給決定通知書(主保険より発行)
学校でのケガ	○領収書(コピー)
学校	○独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金申請用紙
【各医療助成制度を受けられている方へ】 義肢や装具が助成の対象となる医療助成制度を利用されている方は、健康保険からの「支給決定通知書」が届いた後に、自己負担分の助成申請を行うことができます。 また、医療証の発行元(市区町村など)が異なる場合、手続きに必要な書類として「療養費支給状況証明書」が求められることがあります。発行元へご確認をお願いいたします。 ※健康保険への申請と助成制度への申請を同時に行いたい場合は、あらかじめご加入の健康保険へご相談ください。 【高齢者受給者証(協会けんぽ発行)をお持ちの方へ】 全国健康保険協会(協会けんぽ)に対して、義肢装具の申請と同時に手続きが可能です。	

※いずれの場合でも、「療養費支給申請」は、装具の処方日(医師の指示日)から2年以内に行ってください。

確定申告の医療費控除を受ける場合

領収書の原本が必要です。

医療費控除の申請を予定されている方は、申請受理後に領収書の原本が返却可能かどうかご加入の健康保険(保険者)にご確認ください。

加工された既製品を使用された場合

申請の際には、装着された義肢や装具の写真(製品写真)が必要となります。

靴型装具(※明細書に「靴」と記載されているものを含む)を装着され、 国民健康保険または後期高齢者医療保険にご加入の方へ

申請時には、本人が装具を装着したとわかる写真が必要です。

また、修理の場合は、修理箇所がわかるように撮影した装具の写真も併せてご提出ください。

※長下肢装具または短下肢装具(両側または片側支柱付)を装着された方で、明細書に靴型装具の項目(短靴・チャッカ靴・半長靴・長靴など)が記載されている場合は、靴型装具と同様に、本人が装具を装着したとわかる写真の提出が必要です。